

地域医療構想策定ガイドライン等に関する検討会 開催要綱

1. 目的

地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成 26 年法律第 83 号。以下「医療介護総合確保推進法」という。）において、都道府県は、医療計画に、将来の医療提供体制に関する構想（以下「地域医療構想」という。）に関する事項を定めることとされている。

都道府県が地域医療構想を定めるに当たっては、厚生労働省は、病床機能報告制度により医療機関から報告される情報も踏まえて、ガイドラインを策定し、都道府県に示すこととしている。

また、医療介護総合確保推進法において、都道府県は、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者との協議の場（以下「協議の場」という。）を設け、地域医療構想の達成の推進について協議を行うこととされている。

さらに、病床機能報告制度により医療機関から報告される情報については、地域医療構想の達成の推進の議論と関係することから、その公表のあり方等を地域医療構想に係る議論の中で検討することとしている。

以上のことから、地域医療構想のガイドライン、協議の場の設置・運営に関する事項、病床機能報告の公表等に関する事項及びその他地域医療構想の策定及び達成の推進に必要な事項について検討するため、「地域医療構想策定ガイドライン等に関する検討会」を開催する。

2. 検討事項

- (1) 地域医療構想のガイドラインについて
- (2) 協議の場の設置・運営に関する事項について
- (3) 病床機能報告の公表等に関する事項について
- (4) その他地域医療構想の策定及び達成の推進に必要な事項について

3. 構成員

別紙のとおりとする。

座長は構成員の互選により選出する。座長は座長代理を指名することができる。また、座長は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

4. 会議の運営

- (1) 会議の議事は、別に会議において申し合わせた場合を除き、公開とする。
- (2) 会議の庶務は、医政局地域医療計画課において処理する。
- (3) この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し、必要な事項は、会議において定める。

附則 この要綱は、平成 26 年 9 月 18 日から施行する。

地域医療構想策定ガイドライン等に関する検討会 構成員名簿

(敬称略。五十音順)

あいざわ 相澤	たかお 孝夫	一般社団法人日本病院会副会長
あべ 安部	よしひろ 好弘	公益社団法人日本薬剤師会常任理事
えんどう 遠藤	ひさお 久夫	学習院大学経済学部教授
おがた 尾形	ひろや 裕也	東京大学政策ビジョン研究センター特任教授
かのう 加納	しげあき 繁照	一般社団法人日本医療法人協会会長
さいとう 齋藤	のりこ 訓子	公益社団法人日本看護協会常任理事
さくらぎ 櫻木	しょうじ 章司	公益社団法人日本精神科病院協会理事
しみず 清水	のぶゆき 信行	奥多摩町福祉保健課長
たけひさ 武久	ようぞう 洋三	一般社団法人日本慢性期医療協会会長
どい 土居	たけろう 丈朗	慶應義塾大学経済学部教授
なかがわ 中川	としお 俊男	公益社団法人日本医師会副会長
にしざわ 西澤	ひろとし 寛俊	公益社団法人全日本病院協会会長
はない 花井	けいこ 圭子	日本労働組合総連合会総合政策局長
へんみ 邊見	きみお 公雄	公益社団法人全国自治体病院協議会会長
ほんだ 本多	のぶゆき 伸行	健康保険組合連合会理事
まつだ 松田	しんや 晋哉	産業医科大学医学部教授
むらおか 村岡	あきら 晃	高知市健康福祉部長
やまぐち 山口	いくこ 育子	NPO 法人ささえあい医療人権センターCOML 理事長
やましな 山科	とおる 透	公益社団法人日本歯科医師会副会長
わたなべ 渡辺	けんいちろう 顕一郎	奈良県医療政策部長
	座長	座長代理